

昭和四十八年一月招集

第一回館山市議會臨時會會議錄

館山市議會

目次

日時	一
場所	一
出席議員	一
欠席議員	一
出席説明員	一
出席事務局職員	一
議事日程	二
開會	二
議長の報告	二
議案の配付	二
会議録署名議員の指名	二
会期の決定	二
提案理由の説明	二
議案第一号	二
閉會	一八
本日の会議に付した事件	一八

一、昭和四十八年一月二十五日(木曜日)午前十時
 二、館山市役所議場

一、出席議員 二十九名

- | | | | |
|-----|--------|-----|--------|
| 一 番 | 吉田 勇治郎 | 二 番 | 林 豊 |
| 三 番 | 流山 源次郎 | 四 番 | 鈴木 稔 |
| 五 番 | 近藤 好雄 | 六 番 | 栗原 一雄 |
| 七 番 | 渡辺 昭夫 | 八 番 | 石井 武敏 |
| 九 番 | 辻田 実 | 〇 番 | 渡辺 軍治郎 |
| 一 番 | 山本 昇 | 一 番 | 藤田 益治 |
| 三 番 | 五十嵐 昇 | 二 番 | 伊賀 多朗 |
| 一 番 | 和田 一郎 | 一 番 | 辻井 謹爾 |
| 一 番 | 宮野 敏朗 | 一 番 | 安西 益男 |
| 一 番 | 宮野 敏朗 | 一 番 | 安西 益男 |
| 一 番 | 島野 茂樹郎 | 二 番 | 君塚 喜三 |
| 二 番 | 鈴木 市蔵 | 二 番 | 田村 源治郎 |
| 二 番 | 菊井 敏博 | 二 番 | 西村 真次 |
| 二 番 | 飯田 義男 | 二 番 | 望月 照正 |
| 三 番 | 田中 祿郎 | 二 番 | 秋山 六三郎 |
| 三 番 | 遠山 ヨネ子 | | |

一、出席説明員

- | | | | |
|-------|-------|-------|--------|
| 市 長 | 本間 謙 | 助 役 | 島山 伝 |
| 収入 役 | 高木 哲三 | 秘書 課長 | 太田 博雄 |
| 庶務 課長 | 小倉 澄男 | 財政 課長 | 長谷川 広治 |
| 水産 課長 | 谷貝 茂生 | 衛生 課長 | 牧野 喜一 |

農産課長 石井 謀 人事課長 小沢 正治

一、出席事務局職員

事務局長 高尾 豊 事務局長補佐 脇田 元始

書 記 兵藤 恭一 書 記 鈴木 哲

書 記 渡辺 弘 書 記 川上 義雄

書 記 福田 英雄

一、議事日程

昭和四十八年一月二十五日午前十時開議

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 会期の決定

日程第三 議案第一号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算

(第八号)

開

会 午前十時十五分開会

○議長(吉田勇治郎君) 本日の出席議員数二十八名、これより昭和四十八年第一回市議会臨時会を開会いたします。

議長の報告

○議長(吉田勇治郎君) 本臨時会議案審議のため、地方自治法第二百一十一条の規定による出席要求に対し、お手もとに配付のとおり出席報告がありましたので御了承願います。

議案の配付

○議長(吉田勇治郎君) 議案を配付いたします。議案の配付漏れはありませぬか。配付漏れなしと認めます。

本日の議事はお手もとに配付の日程表により行ないます。

会議録署名議員の指名

○議長(吉田勇治郎君) 日程第一、会議録署名議員の指名を行ないます。

一六番議員辻井謙爾君、一七番議員宮野敏朗君以上両君を指名いたします。

会期の決定

○議長(吉田勇治郎君) 日程第二、会期の決定を行ないます。

本臨時会の会期につき、議会運営協議会の意見は本日一日といふことではありません。

おはかりいたします。会期を一日と定めますことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田勇治郎君) 御異議なしと認めます。よって会期は本日一日と決定いたしました。

提案理由の説明

○議長(吉田勇治郎君) この際、本臨時会招集につき市長のあいさつ並びに提案理由の説明を求めます。

(市長本間 譲君登壇)

○市長(本間 譲君) ごあいさつ並びに提案理由の御説明を申し上げます。

まず新年にあたりまして、議員の皆さま方をはじめ市民の方々

のますます御健康とおしあわせを念願をいたしたいと存じます。

ちよろど長い間戦争が続きまして、皆さま方も心配しておりましたベトナム戦争も昨夜の一時ですか、だいぶ長いことで放送がございまして、ここに妥結をみたわけでございまして、まことに皆さま方とともに喜びにたえない次第でございまして、これによりまして東南アジアの平和はもちろん世界平和にも大きな貢献がみられるものと存じておる次第でございまして。

本日は第一回の臨時市議会をお願いいたしましたわけでございまして、皆さま方にはおいそがしいところを御来会をいただきましてまことにありがとうございます。

本日、提案いたしますことは、実は四十八年度事業としてやるはずでありました伊戸、富崎漁港の改良並びに改修のことでございまして、これは政府の景気回復策そういうような意味におきまして、来年度の方を本年に繰り上げと申しますか、本年度中に実施をみていただきたい。こういうことでございまして、富崎港におきましては二千万円の予算でございしますが、そのうち市の負担金が二百五十万円、それから財源としましては市債二百十万、地元負担金が四十万円、計五百九十三万六千円というところでございまして。

次に、伊戸の漁港の関係でございしますが、ちょっと今私の申し上げましたものが、先のことを申し上げて恐縮でございましたが、五百九十三万六千円これは誤まりでございまして取り消しまして、伊戸のほうは五百九十三万六千円、こういうことに訂正をお願いいたしたいと存じます。

財源といたしましては四百七十一万五千元、市債百万円、地元負担金二十二万一千円。

この二つを合わせて八百四十三万六千円ということに補正をお願いいたしたい。こういうことでございしますが、地方債の合計は三百十万円、これで四十七年度のきょうまでの補正をまぜた総額が二十五億四千四百七十七万四千円、こう相なるわけでございまして、この点につきまして御検討いただきまして御決定をいただきたいと存じますが、くわしいことにつきましては関係課長のほうから説明を申し上げますので、よろしく御検討たまわりたいと存じます。

○議長(吉田勇治郎君) 以上で、市長のあいさつ並びに説明を終ります。

議案の上程

○議長(吉田勇治郎君) 日程第三、議案第一号昭和四十七年度一般会計補正予算を議題といたします。
議案の朗読を願います。

(書記朗読)

議案第一号 昭和四十七年度館山市一般会計補正予算(第八号)

議案の内容 提案理由の説明

○議長(吉田勇治郎君) 議案の説明を求めます。
○財政課長(長谷川広治君) 議案第一号一般会計補正予算第八号について御説明を申し上げます。
今回の補正予算の内容でございしますが、第一条にお示しをいた

しましたとあり、歳入歳出予算の補正及び二条にお示しをいたしました地方債の補正二件をその内容といましてでございます。

歳入歳出予算につきましては第一条に記載をいたしました、今回八百四十三万六千円を歳入歳出に追加いたしました、歳入歳出総額を二十五億四千四百七十七万四千円というふうに予定をいたしましたのでございます。歳入歳出予算の細部につきましては五ページからの事項別明細書により歳入歳出とも主管の課長のほうからそれぞれ御説明を求めます。

第二条の地方債の補正でございますが、今回歳出に予定をいたしました事業に関連をいたしまして、起債額が三百十程度見込まれますので、今回漁港整備事業費として限度額を三百十におさえまして、以下起債の方法、利率、償還の方法等は通例のものでございますが、それを内容といまして地方債の追加補正をお願いいたしてございます。

以上で総括の説明を終らせていただきます。

○水産課長（谷貝茂生君） それでは内容を御説明申し上げます。

まず歳出の六ページをお開きいただきたいと思えます。六款の農林水産業費の三項水産業費の追加補正でございます。

今回、お願いいたしますのは、四目の漁港建設費といたしまして八百四十三万六千円の追加をお願いしようとするものでございます。

まず、内容でございますが、十五節工事請負費と十九節の負担金補助及び交付金のところから先に御説明いたします。伊戸漁港の局部改良工事と富崎漁港の改修工事の負担金でございますが、実は本年度それぞれ工事は実施しておりますが、国の景気浮揚策

の一環といたしまして来年度予定いたしております工事の一部を今年度早目に実施するようという内示もございましたので、この投資効果をあげるためにも早くやらしていただくことは、即漁港の活用につながりますので、早目に工事をお願いしようとするものでございます。

まず、十五節の工事請負費でございますが、伊戸漁港の局改につきましては本年度、来年度と二カ年間でついでに継続工事といまして防波堤の築造、港内の掘さく、物揚げ場、船揚げ場等の事業あるいは新旧港を連絡させるための事業ということで千九百万当初総工事費が決定されました、本年度分といたしまして初年度として八百万の工事費でもって現在工事を着工しておるわけでございます。しかし、今回さらに来年の分を早めて五百八十九万四千円の工事費の追加が認められたわけでございます。そのため、この五百八十九万四千円の中には六%の事務費が一応予定されておりますので、工事費といたしましては五百五十四万四千円の方がやれるということで今年度の分と合わせまして実施をお願いしたいわけでございます。

それから、十九節の負担金補助及び交付金でございますが、富崎漁港の改修工事につきましては三千五百万の工事で県の事業として現在実施されておるわけでございますが、来年度工事の分を早めて二千万の工事をやるということに相なりましたので、その一二・五%が地元負担でございますので、二百五十万を一応追加をしまして今年度の工事と合わせて本年度中に実施したいということをお願いするわけでございます。

なお、二節、三節、四節、九節は事務費等のものでございます

ので、それぞれその二つの工事を早めてやるためにかかってまいります費用につきまして、それぞれ計上させていただいたわけでございますので、説明欄によって御了承いただきたいと思います。以上、合計八百四十三万六千円の追加でございますが、歳入予算につきましてちょっと私のほうから御説明申し上げます。

県支出金の県補助金農林水産業費補助金の四節の漁港局部改良事業補助金伊戸漁港の局改事業の補助金でございますが、これは先ほど申し上げました五百八十九万四千円の八〇%の補助金の分をここに計上させていただいたわけでございます。

それから、十三款寄付金の一項寄付金一目一般寄付金といまして六十二万一千円の追加でございますが、これは伊戸漁港の局改工事の地元寄付金といまして、総事業費の八〇%が国、県合わせての補助金でございますので、地元負担二〇%、その二〇%のうちから事務費を差し引きまして、工事費の分につきまして市が一割、地元が二割負担していただいておりますので、その二割地元負担分の額を地元から寄付の申し出がございましたので二十一万七千七百円を追加したいというものでございます。

それから、富崎漁港の改修工事でございますが、これはやはり二千万の事業費に対しまして、地元負担金が一二・五%でございます。このうちの組合の寄付が二%、市が一〇・二%ということになっておりますので、四十万の計上をお願いしたわけでございます。

なお、市債につきましては、のちほど財政課長のほうから説明がありますので略しますが、以上合わせまして八百四十三万六千円の財源によりましてお願いしたいわけでございます。

○財政課長（長谷川広治君） 以上で八号の予算の説明の概略を終らせていただきますが、たいへん申しわけございませんが、ミスプリントがございますので御訂正いただきたく思います。

四ページ一番下の欄歳出合計の欄でございます。三つ目の欄が「二、五五四、七七四」となっておりますが、「二、五四四」というふうに訂正をいただきたいと思っております。

以上で予算の説明を終ります。

質 疑 応 答

○議長（吉田勇治郎君） 御質疑を願います。

○二二番（田村源治郎君） この伊戸と富崎であるけれども、これは当初予算に組むべき仕事であったのが延長されて四千八年度にこれだけきた分を本年にするというけれども、来年度は大体富崎と伊戸はどのぐらいの予算でやるか。またいつこれは伊戸と富崎は漁港の終了がつかという点と。

それから、市はこれに対して二十五カ年の八分の利子において三十万の地方債の補正をすると、館山市はそれほど三百十万、二十五カ年を負債にして借りなければ財政が苦しいのか。この点もひとつ港をこしらえるに對して、その点、三点をお聞きしたいと思います。

○水産課長（谷貝茂生君） 富崎漁港につきましては今年度の工事が三千五百万で現在地元負担四百三十七万五千円で今実施しておりますわけでございますが、これと来年度分を早めてやるということとで合わせまして五千五百万の工事が実施されるということになるわけでございます。

それから、伊戸漁港につきましては本年度実施しております予算は八百万でございますので、ここに五百八十九万四千円を追加されますと、事務費を除きまして純工事量合わせて千三百六万四千円の工事費ということになります。それから伊戸漁港につきましては、本年と来年の二カ年間で一応完成するということになっております。

富崎漁港につきましては、この工事が終了してもさらにまたあと逐次整備していかなくちゃならぬ事業がございますので、今後第四次整備計画としてまた次の五カ年計画にのせましてそして逐次整備をはかっていくということでございますので、今のところいつということはまだ、またその時点になりますとさらに追加してやらなくちゃいかぬものも出てくると思いますが、今のところ次の五カ年間の継続事業にのせてやるということになっております。

それから、市と組合の寄付との関係でございますけれども、普通地元負担金に對しまして、県下の例をみましても大体市と組合が半々に負担しております。館山市の場合は八対二と市が多く負担しておりますので、これはほかにこれだけ市で多く持つておるところは今のところ県下にはございませんが、なお地元負担の軽減をはかるためには、県のほうの助成分をふやしてもらおうように要望もしておりますし、また組合あるいは市町村をもつて構成してあります漁港協会等を通じましても、この軽減運動は今後もさらに続けていくことになっておりますが、今のところそういった事情でございますので、港は相当経費もかかりますし、財政事情もございまして今のところこの程度で御了承願いたいと思

ます。

それから、市債の分につきましては、実はこの追加工事の県のほうから内示がございませうときに、市の財源はこれだけの持ち出しが今年とても窮屈で出せないということを申し上げたわけでございませうが、これは国の景気浮揚策としてやる事業であるから起債のほうも特別に認められるという県のほうとも再三連絡を取りまして、そうして話し合いを受けましたので一応このほうを予定いたしました計上させていただきます。

〇二二番（田村源治郎君）　してみると、富崎港は何年かかるかわからない。景気浮揚策だから四十八年度にやる分を四十七年度へ追加予算としてやる。そのために市債を持ち込んだら来年度の四十八年度三百十萬は消してしまえばいいわけであつて、二十五カ年の八分の金利を借りてそれを償還していくという市債方法では都市財政的に少し間違ひがあるのではないか。

四十八年度分を四十七年度にやるから金がないから、今来年の分を借りておるんだということではなければならないはずが、二十五カ年で三百十萬借りるんだ。来年の四十八年度のあれはいかにして市がまた起債を出していくのか。

富崎港は何年かかるかわからない。五里霧中である。来年度終つてしまふのか。あるいは五カ年整備でまた延長する。そのたびに市債を多くしなくちゃいかぬということが持ちあがるんじゃないか。ということにははつきりいってなぜ三百十萬は来年度返してしまふというならわかる。三百十萬くらいの金は自動車一台、今の物価高だったら大したことはない。来年度にやる仕事を繰り越す。前もつて先取りした仕事であるのだから、四十八年度に実際

に三百十万は予算にのせべき金である。補正でなくて予算にのせべき金である。三百十万は来年償還するたてまえにある。これを二十五カ年の起債に償還する地方債でもってというやり方は少しずさんなやり方ではないか。

それとまた地元寄付であるけれども、ここにのせなければ現
在地元寄付は必ず払い込みをして行なっているのか。その点を追加してお聞きします。

○水産課長(谷貝茂生君) 富崎漁港の修築につきましては、まだ
新年度予算につきましてはまたおはかりする予定でございました
が、大体今までの計画からいたしますと、四千五百万ぐらいの工
事を一応予定されるわけでございます。それを今回二千万早めて
今年度やらせていただくことになりまして、来年度の予定分はそ
の分だけ減額してあげてやるようにできるんじゃないかというふ
うに考えております。

なお、整備計画はこれは一応県が管理者でございまして、県が
計画を進めてやっていくわけでございますが、あくまでも地元の
要望、意向というものを相談しながら計画を立ててその修築を進
めることになりまして、新しい五カ年計画ということは一応五カ
年間で目算をつけるということで五カ年計画にのせるわけでござ
いますので、私が先ほど申し上げましたのは、その五カ年間の工
事が予定どおりいって一応終わるわけでございますが、過去の例を
みますと、なかなか五年間が財政事情、その他で計画どおり進
んでいない。必ず一部の工事を残してしまつてまた次の年度にの
せていかなければならぬという過去の例もあるので、私の説明
がちょっと足らなかつたんですが、一応予定としては次の五カ年間

で完了させるといふ予定でございまして、あらかじめ御了承い
ただきたいと思ひます。

それから、寄付金でございしますが、これは一応地元の組合に事
前にお話し申し上げまして了解を得てございます。

○二二番(田村源治郎君) この地元寄付であるけれども、地元寄
付はこの補正予算するんなら補正予算に確実に、承諾を得てある
というだけでは、私ら役員やっておるけれども、ただ話は聞いて
おるだけであつて出す、出さないといふことはまだ確定してない。
あんた方はこの港をやるというなら、もらつてしまつて補正に組
むべきであつて、もらわなければたたくれるといふ話、県と組合
は違つて、なぜ違ふかといふと、県は公共のものである。組合は
公共のものではない。話が違つた場合いろいろこじれてくる。そ
れだからもらつてから補正に組むように考えていかなければなら
ないと思ひます。

私たちが役員やっておるけれども、富崎港は来年度でもうでき
上つてしまふ。二千万で、二千五百万でできるんだといふ話は聞
いておるけれども、果してできるかできないか。今課長いふけれ
ども、それを延長して整備事業として五カ年延長する。組合側
には県からは来年度に完成させてしまつと、そのすると地元として
もあと五カ年で幾ら負担金が出るか予算がつかない。市のほうで
も県からいつてくるから、それでわからないでただ済ましてしま
う。県が天下りのだ。市はそれに対して金を出していくといふや
り方、その工事を五カ年のうちにどういふ整備をするんだ。来年
は二千五百万をどういふふうにして完成させる。はっきり地元で
もあるし、市のほうは県にむかつてきつちりどういふふうにする

んだということを書いて、ただ県から負担金を出してくるからそれを予算に組む。

伊戸は来年度において終結するなら終結するでよいけれども、富崎はただらしてきまりのつかないような、また来年度二千五百万円地方債組むかどうか知りませんけれども、その点はっきり五カ年で幾らぐらいかかる。来年度は二千五百万でやってしまおうのか、しまわないのか。それらの点を確実に。ただ下りに漁港整備、振興をはかっているんだ。県にいわれておることであって漁港整備を市はやっておるわけじゃないですよ。市は県にむかって積極的にやるなら、漁港整備と漁港の振興をはかっているということができるけれども、市の課長はただすわりつきりて県の天下的のものをやって、県にいわれたことをやっておるだけで情性でもってやっているとしかみられない。もって積極的のたまえをもって、いわゆる三百十万でも来年度出す金であるものを今年やっただから、来年また二千五百万起債を起こすのか、起こさないか。確実にめどのつくようにしてこの漁港の説明をしていただきたいと思います。

○市長（本間 譲君） 田村さんの御質問にお答えしますが、田村さんのおっしゃることはごもっともでございます。

今の県のほうやなんかの役入のやり方というものは、やっぱりわれわれとしても理解に苦しむ点があるんですよ。しかしながら、それだけの補助金をよこすということになれば、それを受けてそうしてその仕事を遂行するということが私どものつとめでもあるわけですね。

それから、寄付金につきましては、急にいわれても無理な点も

あるんですが、あるいは組合によれば相当の預金もある組合もあると思います。おたくのほうのことはちょっとわかりませんが、皆さんの職場をつくるもとですから、その点は田村さん、あなた方いろいろお骨折り願っていただきたいと思うわけです。

来年度二千五百万で完成するというようなことについては、市はあまり熱がないのじゃないかというようにのことのような御意見のようでございますが、これはそういわれてみると申しわけない点もございまして、やはり実際にやっている地元の人といふものが熱がなければものごとというものは私はなかなか完成ができません。

ですから、もって補助金やなんかに考えていくならば、もちろん市は先頭に立っていきませけれども、おたくのほうの皆さんが気をそろえて、これではとてもいけないからこうしてもらいたいというような熱意を県のほうに示して、そうして予算の増加をはかる。また港の改善が現時点の方法でいけなければこうしてやっただらいいだろうということを地元の受益者の方々の強烈な熱意というものが私は一番大事じゃないかと思いますが、私どもはそういう一たからといって責任のがれをするわけでもございませぬけれども、そういうことは実際においてそうでなければ私としてはならないんじゃないか。田村さんにおられるかもしれないけれども、自分の意見を申し上げて、ひとつ御了承をいただきたい。こういうふうに思います。

○二二番（田村源治郎君） 市長は考え違いしておる。私は港を、これだけ漁港の振興をはかっているんだというから、三百十萬ぐらいは当然市が保有すべき金であるけれども、四十七年度予算を

組んで先取りの仕事であるから、三百十万は来年の仕事を取らせてやるんだから、三百十万は二十五カ年の起債にする必要はないんじゃないか。四十八年は富崎漁港は四千五百万の見積りしていたんだ。その中の二千五百万の先取りしたんだから、来年度分は今年に金がないんだから、三百十万来年度だけの金を借りればいいんじゃないかという一つの質問をおこしたわけです。

それから、地元においても県がいろいろなりだらだらして二千五百万やっけてしまつて来年度完成する。市はまた五カ年整備事業として富崎港をやるんだ。県のほうは完成するといつていて、市のほうはまだ完成しないというようなやり方。どれだけの区切りがつくかわからないか。それが私たち議会にいてもわからないわけだから、それをはっきり来年度において一応港は完成する。だけれども、五カ年整備において一部分は改良工事を行なうという説明なら金が幾らかかるかと、あるいは地元の組合でも金の必要性を考へるけれども、五年整備でどこをやるかといつてもどこの場所、市だつて困るわけでしょう。五カ年整備で四千万なら四千万かかつたら市も困るわけでしょう。財政上ひびくわけなんです。ましてこれだけの二千万の中において三百十万を起債しなければならぬような市の状態であるから、五カ年計画、四十八年度終つて、五カ年計画終つて幾らかかるんだ。市も困るけれども、また地元負担金に対して困るわけだから、それらを見通しのいいように答えていただきたい。

私たちが役員やつていて、来年度の二千万で工事を終つて富崎港として使用ができる。あと五年間は負担金の大きいからからないものにするんだ。市の見方は五カ年まだまだどんかかかか

るんだ。四十八年度終つてまだかかるという見通しをつけてあるなら、その点をはっきりお聞きしたいというわけですよ。

それから、来年度の二千万においてまた二十五カ年の起債を行なうかということも一応ここで聞いておきます。

○水産課長（谷貝茂生君） 本年度工事といつたしましては岸壁、物揚げ場の築造、上張り七〇メートルの予定と、それから掘さく等を二・五メートルにする工事をやつておるわけでございますが、来年度予定としましては、新しくつくつた港と古い港がまだつながつておりませんので、それをつなぐ工事を今年度早めてやらせようというにこれは振り向けられるわけでございます。

そうしますと、今までの投資効果がほとんどあらわれておりませんでしたが、古い港とつくりました新しい港の間を取つてしまふと、そのまますぐに活用できまして、すぐに投資効果があるわけであるという事で、この工事でもつて中間のささえを全部取つてしまふ工事でございます。これは地元からも非常に要望がありましたので、この工事によつて十分この機能が發揮できるようにするわけでございます。

なお、これを取つてしまふにしても、新しい港の活用という面からいいますと、物揚げ場とか、上張りとかあるいは排水工事とかいろいろまだやらなければならぬ仕事がたくさんあるわけでございますが、これはあくまでも負担金等のかね合い、それから地元で望んでいる工事の要望等いろいろ話し合つてやるように、地元の要望にこたえてやるように、あくまでも地元の意思を尊重してやつていかなければなりませんので、私の申し上げました整備計画を進める過程におきましては、地元の意向をくんでやつて

いくという考え方でおりますので、いつ終るかという事は整備の今までの状況と、これからやらなければならぬ仕事等を勘案いたしまして決定されるものであると思ひます。

〇二二番（田村源治郎君）　してみると、起債のほうは市がやってくれるから、私は二十五カ年間で何でもよろしうございませけれども、とにかくこの補正予算は組むけれども、今年今から組むとすぐあしたから実施するといわれて、四十七年度だからこれはいつ工事は終るんだか。富崎港に対してこの工事はいつ終るか。結局三月いっぱいまで終らしてしまうのか。四月は新年度予算がでるのであって、三月いっぱいまで終らせてしまふか。その点をはつきり三月いっぱいまで終るか。四月には新年度予算が出る。富崎港に対してはそれと新年度に対して二千万に組んだものが、おそらく私たちは三千万ぐらいの見込みにならなければならぬだろうと思ひけれども、それはどうでもいいけれども、この仕事は果して三月いっぱいまで終るか。新年度は予算は四月からか。その点確実に。課長として。

〇水産課長（谷貝茂生君）　これは工事主体は県でございますので、県のほうからこの分を追加してやりたいからという相談を受けて実施するわけでございますので、県が一応この年度のうちに完了するということをお願いしてあるわけでございます。

それから、起債の件につきましては、今年度これをあげましたものは、したがってそれだけ来年度は起債のほうは借りなくて済むということになるわけでございます。

〇二二番（田村源治郎君）　これだけの二千万もする工事であるから、どこどこをやるという説明はいつももの足りないけれども、

富崎港のどこを直す。伊戸のただ一部改良であるから金をこれだけ出すんだということをどの課長でもいつも説明するけれども、二千万の金をどういふふうなところに、どういふふうな使ひ道で使っていくんだ。簡単にそれらの内容を話して、ただ継続事業であるからどこのところが幾らかかかってやっているんだか、これはわからないわけですよ。あるいは建物を建てたら勝手なら勝手を直すのにはこれだけの金が必要だからそれを組むんだ。伊戸なら伊戸の今の港のこりいがかっこうをしておるところを、これだけ補正予算を組んで追加するんだ。ただ工事をして、ただ予算をこれに組むから一部負担金であるということと組んで、私ら議員として伊戸としてどこをやっておるか、継続事業だから区切りというものも議員としてわからないじゃないですか。課長としてわかりますか。わかたなら早く私たちに説明をしてもらいたい。四十七、四十八年の継続事業の区切りがどこでつけられるか、富崎港でもわからない。

〇水産課長（谷貝茂生君）　説明申し上げます。富崎漁港につきましては先ほど申し上げましたように、古い港と新しい港の境を取っばらう工事でございます。

それから、伊戸につきましては今年度防波堤四四・三メートルと、それから船揚げ場の工事等をやっておりますが、この追加によりまして、やはり新しい港と古い港の間を取っばらいます。古い港のほうを今まで締めてしまつてございますので、ここに船がすぐ利用できるように中間の境を取つてしまふ工事でございます。

なお、余剰財源をもちまして船揚げ場の工事をやるということ

で一応漁港につきましては、やはり県の指導をいただきまして設計等もありある程度完成近くなっておりますが、この工事費によりまして取っばらい工事をして残った分だけは全部船揚げ場のほらにつぎ込むということでございます。

〇二二番(田村源治郎君)

伊戸の漁港の改築はよくわかりました。

富崎漁港は、はっきりした区分がつかないということは、現在の港を掘っておると旧港の境を取っばらうのにはあれは二千万必要ですか、もっとそのほかを直すべき仕事に加わっているんじゃないですか。境を取るために二千万ですか。私は自分のそばですからみておりますけれども、どこまでが区切りかはっきりしてない。あれを取っばらうのに二千万出す必要はないわけですよ。その点あんた方がみにきてここからここまでやるという地元だってそんなにわかる人はいない。あんた方はよくわかっておるけれども、どこからどこまでは四十七年度でやる仕事であってということを議員の前でみんなに聞いてもらって、富崎港どこからどこまで四十七年度はできるんだ。前期はどこまで。後期はどこまでか。国でやれば堤防でもいろんなものに書いてあるけれども、富崎にはそんなに書いてない。だから地元についても継続事業というけれども、どこまでかはっきりわからない。あれを取っばらうのに二千万、もっとほかの仕事が加わっておるのじゃないかと思う。船ひき場あるいは船揚げ場とか何かあるんじゃないですか。二千万出すために明細書があんたたちちておるんじゃないですか。議員の答弁でますよ。なことだ。たら私たち地元でみておって、も全然わからない。明確にもっと話してもらいたい。

〇水産課長(谷貝茂生君)

富崎漁港の本年度の工事につきまして

はマイナス二・五メートルのしゅんせつ工事と、それから岸壁、物揚げ場の上張り七〇メートル、それから排水工事等をやっているわけでございますが、この追加工事によりまして古い港と新しい港の間をつないでしまうための事業と、そのほかに来年度まだしゅんせつ工事も相当残っておりますので、合わせましてしゅんせつ工事に残った財源を振り向けるということになっております。県が事業主体でやるわけでございますが、進行状況につきましては、もちろん地元がたえずその内容等を聞いたりそうして遅いところはときと場合によれば先にやってくれという要望も出してやっておりますので、私のほうで設計してやるわけじゃない、ませんけれども、以上のように取っばらう仕事が一番中心でございます。そのほかに残った財源でしゅんせつと物揚げ場にかかるという内容でございますので御了承いただきたいと思っております。

〇二二番(田村源治郎君)

一水産課の課長が残った財源だ、県が

事業主体であるからというけれども、自分で負担金を出して館山市の漁港ですよ。県が工事主体であるといつて負担金出して地元にある場合はみんな同じですよ。それでしよう。市は監督すべきだ。どこにどの金がいুকか。財源が余ったからどこに振り向けるというそんな県の仕事はないはずですよ。県はこれに対して幾らの予算を組んで見積りを出して請負師に渡しておるわけです。財源が余ったからこれを振り向ける。県にだまされて市は財源を、金を出してあるんですか。

あんたがいうのは、県にだまされて金を出しておるからどこにやるんだか、ただ取っばらうわけだ。金が余ったから四十八年度工事に回わしていくんだ。これでは責任として課長はつとまりま

すか。県が工事主体であつても市も一緒にみていてどこを工事して、どこに幾らかかつておるといふのが市にきておるでしょう。

余る財源というものはほんの少しかもしれないけれども、見積りというものは請負師に対して工事をどこまで、岸壁を回わしてコンクリを打つのかわからない。余つた財源は県の工事にまかせるといふいき方で、それで市は責任を負いますか。負担金だけ出してどうでしょう。そういう漁港の振興、漁民の振興ということがいえますかあんた方責任を持って県が工事するから市もみてくれというように県は必ず通達が出してあると思つて。その点をみてどういふふうにしてどうだ。あんた方にきている書類のものを説明してもらいたい。それ以上きてないものを説明してくれとはいわれない。説明してもらわなくてもいい。またそういうことを聞くのが課長のつとめではないですか。余つただけを明細に答えたいですか。

○議長（吉田勇治郎君） 二二番議員への答弁を保留して休憩いたします。

午前十一時 七分 休憩

午前十一時二十八分 再開

○議長（吉田勇治郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長の報告

○議長（吉田勇治郎君） 議長より申し上げます。

出席説明員に人事課長が出席する旨の報告がありましたので御了承願います。

二二番議員に答弁を願います。

○水産課長（谷貝茂生君） お答え申し上げます。

今年度実施しております事業は物揚げ場が二八メートル、船ひき場が六〇メートル、それから堀さくが二・五メートルで今まで実施してあるわけでございますが、この二千万の追加によりまして、今設計されております内容は岸壁が三五メートル、仮締め切りの撤去の分、東物揚げ場が九〇メートルを一応予定いたしました。現在設計に追い込まれております。これだけの仕事によりまして二千万の工事を実施するということでございます。

なお、起債につきましては、国の景気浮揚策によって全面認めるといふことでございますので、財源的に起債をあおげば案でございますのでお願いしたわけでございます。

○二二番（田村源治郎君） 了解。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 負担金の問題についてお伺いしたいんですが、いつも国や県の事業に対する負担金が地方財政を圧迫するといふことで、この問題は前から取り上げられているわけですが、富崎漁港の負担金が二百五十万補正予算で計上されていますが、予算からみますと四百三十七万五千円ということでありまして、かなり大きな負担金がきているわけですね。

これは当然港湾の事業は、県の単位で、県の責任でやる事業であります。当然これは県の責任で全額負担するのが当然だと私たちは考えております。

地方財政法の二十七条の二項では、受益者の限度で負担金をかけてもいいといふようなことになっておりますが、しかしその中には、区内の市町村で利益を受けない市町村は一つもない。特別館山だけが利益を受けるといふそういう問題ではないということ

で、この負担金が地方財政を圧迫するのでやめるように主張して
おりますが、特に今回のこの富崎漁港は繰り上げの景気浮揚策
としてやられるわけで、当然景気浮揚策というのは国の政策であ
りまして、景気浮揚のためにやるとすれば、地元から負担金を取
らないでやるのは当然であります。

財源の問題も起債によってまかなう、三百万を起債しなけれ
ば負担金が払えないというように地方財源を非常に圧迫するわけ
です。ですから、こういう負担金の問題に対して前から問題にし
ておりますが、どのように県に対して交渉をもっておるのか。一
二・五%というのは割当的にやられているということでは、これ
は問題にならぬと思うんです。そのときどきの状況によって負担
金がかわってもいいと思うんです。

特に、景気浮揚策としてやるのなら負担金を取らないで県がや
ってくるということは、当然市として主張できると思うんです。
そういう点についてどのように交渉しているのか、お聞きしたい
と思います。

○水産課長（谷貝茂生君） お答えいたします。

港湾の事業につきましては、地方財政法の二十七条でもって、
都道府県の行なり建設事業に対しては市町村に負担させてよろし
いという字句がございますが、二十七条の二には都道府県が市町
村に負担させてはならない経費という条文がございます。しかし
この中に港湾事業であって政令で定めるものに関係したものと
いうことになっておりまして、施行令の十六條の二にこの政令で定
める事項に該当しておりませんので、市町村に負担させてもさし
つかえないという解釈で進んでいるわけでございます。

ところで、この負担の割合でございますが、補助金につきまし
て国が補助を出す場合には、都道府県に国の補助に対する義務負
担という条項がございます。今回のような場合には、国が五割
出す場合には、県はそれに対して自動的に義務負担として幾ら出
すという条文がございますので、それらを合わせて国、県の
補助がきまっておるわけでございますが、受益者負担としての市
町村に課することにつきましては、これはもう過去再三にまたが
ってこの負担については話し合ひで今までやってきておるわけ
でございますが、やはり利益をこうむる地元には多少は出してもら
なければならぬ。それについても地方財政を圧迫するというこ
とから少しでも減らしてもらいたいという交渉は再三今まで続け
てきております。

なお、対象市町村だけの発言では弱いので市町村あるいは組合
等をもって構成しておきます漁港協会等を通じまして、この問
題は全般的な問題でございますので、たえず要望を続けておるわ
けでございます。今後さらにこの地元軽減につきましてはお願い
申し上げます。

○一〇番（渡辺軍治郎君） 水産課長の説明では、二十七條の二項

についての説明がありましたけれども、この規定は利益の限度に
おいて負担させることができるということであって、その前に区
域内の市町村というそういうことがいわれておるわけですよ。
区域内の市町村で利益を受けない市町村なんて一つもないわけで
これには該当しないということ、この規定の中には矛盾がある
わけ。

そういうところから、県が事業をおこして地元負担をかける

場合にはそのつど受益の限度において県の議会の承認を受けるといふことになっていて、一律的に頭から負担金を割り当てるといふことは二十七条の二項の条文からいっても矛盾してゐる。

そういう点を指摘してそういう点をやめさせよう、市の財源からみても市の財政を大きく圧迫している。今後おそらく市の行政需要というものがますますふえていくということで、県や国の仕事かふえればふえるほど財政負担が多くなって、市の単独事業としてやるのが制限される。そういう問題でありますので、この負担金の問題は地方財政法の二十七条二項そういうような上にならなくてやめるようなそういう努力を今までもやられていたように思いますが、今後も積極的にそういうことをやってもいいと思つていますが、この点について市長さんはどういふふうに考えていますか。

○市長（本間 譲君） どうも私はそういう法律的事は弱いわけですが、渡辺さんのおっしゃることもごもごもでございますので、そういう線にそつてこれからの努力をしてなるべく負担の軽くなるようにやつてまいりたいと思つて存じます。

しかしながら、私は現在の役人の形の制度というものは氣にくわないうです。実際にいいますと、昔の式のままのことをやつてゐるのが現状でして、どうも一般市民やなんかのことがあと回わしになつていゝゆる役人的のような態度が多いですね。本當に。ですから、昔は主権が天皇にあった。天皇の役人だからいゝんなことをやつたような情性もあると思つてますね。いゝんな面です。

しかし、今は主権在民だから住民のために奉仕する。こういうことが重要なことでございますが、そういう面からいつてもいゝ

いゝおっしゃるようなことについては、それとはちよつと違ひますけれども、なかなか県あたりいつてもなかなか人によるとよりつきにくいといふんですかね。役人風を吹かせるといふか、ないわけでもないわけですが、そういう面はわれわれがいろいろなおしていくといふと語弊がありますけれども、姿勢をなおしていただく、やはりいろいろおっしゃつたような線ていくことに私も努力をいたしたいと思つてます。

○一番（渡辺軍治郎君） もう一つ、国の政策としての景気浮揚策としてやるという問題についてですが、当然国の政策としてやるやつを地方自治体に負担をさせるといふのはこれは少しおかしと思つてます。この問題についてはどういふふうに考えておられるのか。景気浮揚策として国がやるんだつたら当然国が全額やるのがあたりまえだと思つてます。それを地方に負担させるということとは、これは少し矛盾しているんじゃないかと思つてますが、その点どのように考えておりますか。

○市長（本間 譲君） どうもむずかしい問題といつちや申しわけないんですけれども、お説のように国がやはりそういうことをやるんですから、地元には負担をなるべくかけないようにするのが本来です。国の大きな予算でいけばそんなに財政の弱い町村に負担を自分らの都合といふこともないでしよつうが、国をよくするためにやるということですが、急に負担をかけるといふことはとほしい館山市のような財政の市ではなかなかやりくりは骨が折れるですね。

ですから、お説のことごもごもでございますが、私も近く二十六日からですか、市町村会があつて知事、副知事がくるそ

ですから、そういう機会に今までも人のいわれないような苦言を呈しているんです。實際の話が。しかしそういうようなことは重要なことですから果にいてもしょうがないです。国ですね。代議士にいうべきでしょう。おのおの支持した代議士があるから、きょうの場でそういうことをいっちゃ申しわけないですけれども、そういうこともやはり要望をする必要があると思えますね。今後いろいろの問題があるわけですからね。おっしゃることについては十分検討してやってまいりたいと思えます。

〇一〇番（渡辺軍治郎君） この問題は、おそらく新しい今度の予算が組まれているわけですが、国の政策として列島改造論というような形で一方的な政治を押しつけられてくるというそういう傾向もありますので、地元の負担金を増加するというようなことについては市のほうでも十分抵抗して負担金の軽減をはかるようにやってもらいたいと思えます。以上で終ります。

〇九番（辻田 実君） 二二番議員の質問に対しての関連になるわけでございますけれども、起債の件でございますけれども、三百十萬これについては先ほどは要するに財源がないというよりないのかわりであつたわけでございますけれども、実際にここでどうしても起債を起さなければならぬほど財政事情が逼迫しておつて余剰財源が全くなかったのかどうなのか。この点についてもっと明確にしていきたいと思います。

と申しますことは、私はもう一面から考えてこの種の事業に対しては起債がおおけるので、むしろここで起債ができる限度内起債をしたほうが二十五年間という中から、今日の経済趨勢の中から得だ。こういう見通しの上で起債を起さされたものなのか。来

年度から起債はしないということをお願い切っておるわけでございますので、来年度から起債を止めてもいいという関連、そこらへんが非常にひっかかるわけでございます。そこらへんに対して、そこらへんからの起債の今回にあつての実際というものについて真意をお伺いしたいわけでございます。この点についてまず御質問したいと思つてございます。

〇財政課長（長谷川広治君） 起債関係でございますが、いろいろ考え方もあろうと思えますが、四十七年度ももうあと決算期までに何カ月もございませんし、そういう四十七年度の財政の運営、それからさらにもう一つは四十八年度事業が四十七年度に繰り上げてやつたというような点、それからもう一つは景気浮揚策の關係から市町村財政をなるべく圧迫しないようにということ、その地方負担額については起債を許可するというような關係もありません。そういうものを総合的に勘案をして三百十萬本年度分として計上という趣旨のものでございます。

来年度のものでございますが、漁港関係につきましてはこの分に相当する分では起債はないという予定でございます。

〇九番（辻田 実君） その面についてはそれでよろしゅうござい

ます。

それから、もう一点お伺いしたいのは地元負担金の割合でございます。今回の六十二萬一千円という地元負担金の算出というんですか、その計算というんですか、これはどのよりな形でやられたのか。先ほどの説明の中ではいろいろな形というものがあつておりましたけれども、はっきりしたところは出ておりません。負担金の割合は八対二の割合で取られておるけれども、館山市の場

合はそのう面を考慮しながらもそういう額になったとか、国の負担金額が一二・五%の範囲内で云々ということもいわれておりますし、実際には今このかかっておる議案の六十二万一千円の寄付金、これはどういふ基礎で算定されたのか。その点についての算定方法について御説明いただきたいと思ひます。

○水産課長(谷貝茂生君) お答え申し上げます。

伊戸漁港の局改工事の負担金でございますが二十二万一千七百円、これは総工費として認められましたものが五百八十九万四千円でございます。このうちに事務費が六%含まれておりますので事務費が三十五万になりますか。それから工事費が五百五十四万四千円ということになります。事務費のほうは万を境にしてはしながついた場合には工事費のほうに向けることになっております。工事費が五百五十四万四千円、それで補助としましては五百八十九万四千円に對しまして八割の補助がくるわけでございます。したがって四百七十一万五千円が補助金でございますが、残り百七十八万八千八百円これが地元の負担金になるわけでございます。この地元負担金のうちから事務費を除いた純工事費につきまして八割の割合で二〇%を地元から寄付をいただいてゐる。そういうことでございます。

それから、富崎漁港の負担金につきましては、二千万の工事費に對しまして地元負担の分は一二・七%いわゆる局政工事として伊戸よりも富崎の場合には県の補助が七%よけいにつきますので、地元負担は二〇%でなくて一二・五%になっております。その一二・五%のうち組合が総額からいいますと組合が二%、市が一〇・二%持つということでの額をきめたことにつきましては、従

前はもっと組合で寄付をいただいておりましたが、何とか軽減してくれということでは財政事情等合わせまして今まで再三減額をしましていたわけでございますが、今までの話し合ひで一応総体の二%地元負担ということになっております。

○九番(辻田 実君) 負担金につきましては、いいわるいは別として内容がよくわかりましたので、こうでございます。

そこで、この負担金については事務費を引いたものに対して館山市の負担金というものが計算されておる。こういうことがわかたわけてございますけれども、そこでこの給料、職員というところで増額されているわけでございます。これは職員的一名増ということになるのか。この前の予算についても非常に額がはなばなというと非常にあれなんですけれども、三十三万というのは現在の給与基準、その他からいって非常にこれから残されたところの三カ月なり、四カ月の場合にちよと額が多過ぎるし、ずと通していくということになると少な過ぎるというような感じもありませんけれども、これはどういふ内容のものなのか。

その一点としては、ここで補助金今度の補正を組むにあつて補助金が交付になつた。交付になつたために人をふやすことになつたのかということ。それから支給を受ける人の身分は市の職員になるのだから、定員の増ということでは一名の増加になると思ふんで、それはどういふ内容になるのか。給料がいつからいつという計算になるのか。当初予算については給料が三十七万九千円、手当については九千円ということでもってほぼ同程度のものであつて当初予算と同程度のものでござつた補正

される。年度末で補正されるということについてはどうも計算からいって当初予算に組まれたところの職員との関連について数字がちよっとのみ込めないわけでございまして、そこらへんの点についてひとつ御説明をいただきたい。こういうふうに思います。

○人事課長（小沢正治君） 簡単に申し上げまして組みかえてございます。現在の定員の中ですでに計上されている職員の二カ月分をここに組みかえまして、ここで本年ですと一方減額される水産費になるわけですけれども、三月にペアの大修正がひかえておりますので、一応ここで補助対象の事業費分としてそれだけこちら支出すれば補助対象になるということでございますので、ここに組みかえるということでございます。人員増でも何でもないわけでございます。

○九番（辻田 実君） それならわかるんですけども、これからいきますと、そうなると起債の額、先ほど起債の答弁についてはかなり抽象的な答弁でわかったようなあれしたんですけども、そうなるといきますと、地元負担今回の補正の収入の財源をみますと地元負担金、起債そうして支出金を含んで八百四十三万六千円ということになるわけでございまして、更正ということになってくると、大体減額されてくるとその分だけここでもって浮かされるという感じがするわけです。

その際に、ここで出ておるところの約四十万近くの更正になるわけですから、ちやうど地元負担金、起債についても三百十万円近く減らした額の起債でもって操作できたんじゃないか。近くベースアップすることによって大幅の更正する中で給料等については私はやっぱりよいような気がするんですけども、そこらへ

んについては補助等の関係についてはどうしてもこういう形を取らないといけなかったのか。そこらへんについてわからなかったものですから、そこらへんの関係はどうなのか。もう少し御説明願いたいと思います。

○財政課長（長谷川広治君） 起債の額の適正かどうかということでございますが、今回の場合事務費、事業費ともに起債対象というところでございますので組みかえました分、これも市の財源が若干楽になるということ、数字の上で検討して三百十万という数字出したわけでございます。現実にはペアの改訂等がありました時点で、国の支出金等もまたふえるいは減るかもわかりませんが、そういう調整があるかもわかりませんが、今の段階での数字とすればこれだけの起債対象は間違いないというふうに考えております。

○九番（辻田 実君） 私はその真意はわかるわけです。財政のからくりというのはわかるわけでございますけれども、今人事課長の答弁があったようなことでございますれば、私は当然その面を考慮して、その面をそのまま出していただいてやはり流用なら流用でもって他のほうの項目を減らしてそうしてここに提案すれば非常にすっきりするんじゃないかと思えます。

結局、その面を減額補正しないわけでございますから、ここでもって増になる。したがって二二番議員が質問しておるように地元寄付の関係、負担金の関係についてもここでもって一挙に取れるものは取ってしまったというよりなかつたこの提案になってしまふのじゃないか。提案になつちやうわけです。実際にはこれだけの人件費の分だけ当然減額しなければならぬところがここに出

てないわけですから、補正が増額ですから、しかしながら今人事課長の説明を聞きますれば、次のペースアップ等によってもっと大きな予算の組みかえをしなければならぬわけですから、当然その分の四十万前後の金はそんなものできかないから、その点さらにやるということですが、それは予算やりくりわかりますけども、その点については説明、さらに更正の中において減額、そういうこっちに流用したら流用増という形で出さないと寄付金さらには先ほど一番先に申し上げましたように、私は起債が三百十万はどうしてもこの場でもって云々ということでは質問したわけでございますけれども、それらのものからんでやはり問題を残すのじやないかというふうに思われるわけでございますので、その点についてはひとつ今後そういう含みというんですか、私のほうからいわせれば、かくしのような相殺、トリック的のものをせずに最初からそういうものを出してやっていただきたいというふうに要望を含んだ質問になるわけでございますけれども、そのようなくあいはいかなかったのかどうか。その点について要望をいたしておきたいと思えます。

○財政課長（長谷川広治君） できるだけ御意見のようなやり方で自後の編成はやっていきたい。こういうふうに考えております。

○九番（辻田 実君） 了解。

○議長（吉田勇治郎君） 他に御質疑ございませんか。— 御質疑なしと認めます。

委員会付託の省略

○議長（吉田勇治郎君） 本案を委員会付託並びに討論を省略し、

直ちに採決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。

採 決

○議長（吉田勇治郎君） これより採決いたします。

本案を原案どおり可決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田勇治郎君） 御異議なしと認めます。よって本案は原案どおり可決されました。

閉 会

○議長（吉田勇治郎君） 以上で、本臨時会に付議されました案件は議了いたしました。よってこれにて第一回市議会臨時会を閉会いたします。

○本日の会議に付した事件

一、会議録署名議員の指名

一、会期の決定

一、議案第一号

地方自治法第二百三條第二項の規定により署名する。

館山市議会議長

吉田勇治

館山市議會議員

辻井謙吉

館山市議會議員

吉野敏朗

